

「山梨県就職氷河期世代安定雇用助成金」 のご案内

山梨県では、不安定な就労状態にある就職氷河期世代の安定した雇用を促進するため、国の「特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース)」の支給決定を受けた事業主に対し、助成金を上乗せ支給し、非正規雇用労働者と失業状態の者の正規雇用・定着を支援します。

【助成対象労働者】 ※下記①～④のすべてにあてはまる方が対象です

- ①就職氷河期世代※1の者(国の助成金の対象年齢と異なりますのでご注意ください。)
※1 1993年(平成5年)から2004年(平成16年)に学校卒業期を迎え、かつ、1970年(昭和45年)4月2日から1985年(昭和60年)4月1日生まれの者
- ②雇入れの日の前日から起算して過去5年間に正規雇用労働者として雇用された期間を通算した期間が1年以下であり、かつ、雇入れの日の前日から起算して過去1年間に正規雇用労働者として雇用されたことがない者
- ③正規雇用労働者※2として雇用されることを希望している者
- ④ハローワーク等の紹介の日において安定した職業(期間の定めのない労働契約であって、1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間と同じであるものをいう。)に就いていない者であって、安定所等において、個別支援等の就労に向けた支援を受けている者

※2 正規雇用労働者とは

正規雇用労働者とは、次のイからハまでのいずれにも該当する者を指す。(ただし、一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である短時間労働者は除く。また、正規雇用労働者について就業規則などにおいて定められていることを要件とする。)

(イ)期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。

(ロ)所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間(週30時間以上)と同じ労働者であること。

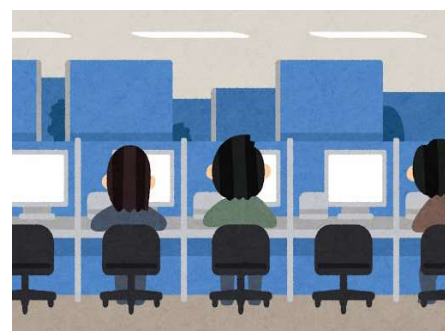
(ハ)同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則などに規定する賃金の算定方法および支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されている労働者であること。

【助成対象事業主】 ※要件については、裏面をご覧ください

【支給額(上限)】

中小企業事業者	30万円/人
中小企業事業者以外	25万円/人

※雇入れ日から起算した最初の6ヶ月間を対象とします。



【助成対象事業主】 ※下記①～⑤のすべてにあてはまる方が対象です

- ① 特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース)の支給対象事業者であること
- ② 雇用保険の適用事業主であること
- ③ 対象労働者をハローワークなどの紹介によって正規雇用労働者(※)として、かつ雇用保険の一般被保険者(一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である短時間労働者を除く。)として雇用することが確実であると認められること(※)表面参照
- ④ 対象労働者の雇入れ日の前後6カ月間(以下「基準期間」という。)に、事業主の都合による従業員の解雇(勧奨退職を含む。)をしていないこと
- ⑤ 対象労働者の出勤状況や賃金の支払い状況などを明らかにする書類を整備・保管していること(労働者名簿、賃金台帳、出勤簿など)
- ⑥ 県税に未納がないこと

★受付期間:令和2年8月14日(金)～令和3年3月31日(水)

※ただし、予算がなくなり次第、受付終了。

★申請方法:特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース)第1期支給決定通知書の通知後14日以内に関係書類を添えて提出すること

※必要書類:助成金交付申請書(第1号様式)、助成金状況書(第1号様式の2)、助成金申告書(第1号様式の3)

★詳しくは、県のホームページに掲載されています。「山梨県 氷河期 助成金」で検索



【問い合わせ先】山梨県産業労働部労政雇用課地域雇用担当 ☎055-223-1562

〈雇い入れから支給申請までの流れ〉

